

- 議 長 日程第3「議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例」について、  
町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。  
令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。  
提案理由。松田町立公園の健全で持続可能な発達を図るため、その管理に関  
し所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたし  
ます。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 観 光 経 済 課 長 それでは、議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例について御説明  
させていただきます。  
この条例につきましては、本定例会に提案しております議案第49号松田町西  
平畑公園の管理に関する条例の新規制定に当たり、関連する規定を整理するこ  
と、具体的には本条例から削った規定を新規制定条例に位置づける、そういつ  
たことや、都市公園法に基づき民間活力導入に対しまして、管理運営する上で  
の対応する条例として所要の規定を定めるものが主だったものでございます。  
それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。2枚おめくり頂  
きまして、新旧対照表、横のものでございます。新旧対照表を御覧ください。  
右側が現条例、左側が改正案です。  
まず、改正案の第9条、行為の許可等につきましては、第1項に次の1号を  
加え、第6号として「宿泊その他これに類する行為をすること」とし、第9条  
で「行為をしようとする者は、申請により町長の許可を受けなければならない」  
としております。一方、現条例で第10条に行為の禁止で「キャンプを行うこと」  
を残しております。それは都市公園法及び町公園条例に基づく、公園内で許可  
なくキャンプを行うことを引き続き禁止とするため、削除をしていないもので  
ございます。  
次に、改正案第12条、町以外の者の公園施設の設置等につきましては、都市  
公園法第5条に基づく、公園管理者以外が公園施設の設置や管理を行う規定で  
ございます。民間活力導入の促進を目途とした平成16年の同法改正におきまし

て、設置等をできる公園施設は公園管理者が自ら設け管理することが不適當または困難であることに限定されておりましたが、「設置等を行うことで公園機能が増進されること」、そういった条文が加わったため、本条例にも「もしくは」以降に同趣旨を加えたものでございます。

第19条につきましては、公園内の行為の許可や占用許可等の権利を他者へ譲渡等することを禁止する規定でございますが、現行の第25条で、第25条関係である使用料に関する定めを削る改正に伴いまして改めるものでございます。

資料をおめくりください。改正案第22条は、現行の第25条を改めたものでございます。先ほどの改正第12条の規定でも触れましたが、公園管理者以外の者が公園施設を設置及び管理する際に納めていただく使用料は、松田町行政財産の目的外使用に係る使用料条例の計算方法等を参酌し、施設ごとに町長が定める旨を規定しております。催事及び自主的イベントでございます。また、現行の第25条第2項、第3項については、ふるさと鉄道と駐車場の使用料に係る規定であります。こちらについても同じ理由であります、使用料に関する定めを削ることによりまして、本条例から削ったものでございます。

なお、第22条の見出しを、現条例では「使用料の額」とあるものを、改正案では「使用料」としております。

続きまして1ページ。1ページに戻り、1ページから2ページにかけての現行の第22条から第24条については、西平畑公園の入園料に係る規定であります。これは新規制定を予定しております西平畑公園の管理に関する条例への位置づけを予定しておくため、本条例から削ります。同様に、現行の第25条から第27条については、ふるさと鉄道と駐車場の使用料に係る規定でございますが、こちらについても同じ理由、西平畑公園の管理に関する条例への位置づけを予定しておくため、本条例から削ります。

改正案第23条、第24条は現条例の26条、27条から繰り上げております。

改正案第25条から第27条につきましては、罰則に関する規定の新設となります。民間活力を導入させていただきましたが、管理に当たり様々なケースが想定されること、また、都市公園法にも規定されてる条項でもございますので、

このたびこれを加えるものでございます。第25条では、公園内の行為の許可、禁止行為、利用禁止や制限、監督処分といった本条例の規定内容に違反した者については、5万円以下の過料に処するものでございます。

資料3ページ目を御覧ください。第26条では、不正の行為で使用料を免れた際に、その使用料の5倍に相当する過料を処すとしております。3ページの上段、第27条料罰規定につきましては、前2条の違反行為に際し、行為者のほかその行為者の所属する法人等にも同様に過料を科す料罰規定を定めております。

改正案の第28条につきましては、現行の第28条で管理委託の対象を公園に限定しているため、公園施設も含め公園等の定義をするとともに、委託することができる旨を改めております。

改正案第29条管理の代行につきましては、管理の代行に係る規定となりますが、第1項では公園施設を含む公園等の定義をするとともに、第2項で読み替えを、第3項では指定管理者の業務内容について定めております。

続きまして、新旧対照表4ページ目を御覧ください。現行の第30条及び第31条については、先ほど来御説明したとおり、使用料の規定が、規定そのものがないため、指定管理に伴う利用料に関する規定を削るものでございます。

改正案の第32条管理の特例は新設となります。本条例に定めるもののほか、西平畑公園の管理については、本定例会に提案をしております議案第49号の松田町西平畑公園の管理に関する条例に定める旨を規定しております。現行の別表1から3につきましても、入園料や施設使用料の条項でございますが、同様に削っております。

お戻り頂きまして、条例本文になります。2ページ目の下段を御覧ください。附則となります。この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するとしておりますが、これは周知期間を踏まえた設定としております。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ごい

ませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしのお声です。質疑なしと認めます。討論に入ります。

ごめんなさい、間違えました。お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上審査することに決定いたしました。